

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 安中市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
合併処理浄化槽	助成	安中市浄化槽設置事業費補助事業	専用住宅(小規模店舗等を併設した住宅は居住面積が1/2以上)において使用している既存の単独処理浄化槽等の撤去若しくは再利用又は尿くみ取り便槽の撤去を行い、合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する者に補助金を交付	・浄化槽を設置した専用住宅を継続的に使用すること ・下水道供用開始区域及び認可区域、生活排水処理施設における事業の実施が確実と見込まれる地域は補助対象外	*単独処理浄化槽からの転換 5人槽 12,000円 6-7人槽 394,000円 8-10人槽 1,028,000円 *し尿くみ取り槽からの転換 5人槽 782,000円 6-7人槽 864,000円 8-10人槽 998,000円	-	-	令和8年4月1日 ～ 令和9年1月29日まで	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3131)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/2290.html	詳細については、下水道課に問い合わせてください。
その他 (下水道水洗便所化)	融資・ 利子補給	安中市水洗便所等改造資金融資 斡旋及び利子補給事業	下水道に接続する際の費用(大工・電気工事等除く)について融資斡旋を行う。供用開始から3年以内なら利子の全部または一部補給する。	1)公共下水道接続者 2)工事対象建築物の所有者または同意を得た使用者 3)市税及び受益者負担金の滞納がない者 4)指定金融機関が認めた者 5)市内在住の連帯保証人が1名ある者	一般家庭等(浄化槽) 50万円以内 一般家庭等(汲取) 100万円以内 賃貸住宅・事業場等 100万円以内	1年以内 全額 1年を超え2年以内 1/2 2年を超え3年以内 1/3	36か月以内	下水道工事 申請前	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3135)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/2292.html	詳細については、下水道課に問い合わせてください。
その他 (下水道接続促進)	助成	安中市公共下水道接続促進補助事業	次のいずれかに該当する、公共下水道に接続するために実施する工事 1)既存のくみ取便所を水洗便所に改造して行う接続工事 2)既設の浄化槽を廃止して行う接続工事	1)公共下水道排水設備等工事計画確認申請書の申請者 2)公共下水道の供用開始の日から3年以内に接続工事を完了した者 3)市税及び公共下水道受益者負担金の滞納がない者	補助対象工事に要する 費用に相当する額 (上限10万円)	-	-	下水道工事 完了後	予算の範囲内	上下水道部 下水道課	027-382-1111 (内線3135)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/8283.html	詳細については、下水道課に問い合わせてください。
再生可能エネルギーシステム 設置費	助成	安中市住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助事業	自ら居住する住居に新しく再生可能エネルギーシステム(太陽光発電システム・定置用リチウムイオン蓄電システム・太陽熱利用温水器・木質ペレットストーブ)を設置、又は新たに再生可能エネルギーシステム付き住宅(建売住宅)を購入し居住すること。 ※中古品を設置する場合や、増設する場合については対象外。 また、工事完了後(設置工事後領収書発行日以降)の申請。	・交付申請を行う住宅において、過去に市の補助金を利用して導入した対象機器が設置されていない住宅に居住する者 ・建売住宅供給者等から市内にある対象機器(未使用品に限る。)付住宅を購入し、居住した者 ・市民である者 ・市税を滞納していない者	・太陽光発電システム 公称最大出力1Kw あたり1万円、上限5 万円。(千円未満切り 捨て) ・定置用リチウムイ オン蓄電システム 蓄電容量1Kwhあた り1万円、上限6万 円。(千円未満切り 捨て) ・太陽熱利用温水 器 本体購入費及び設 置に係る費用(税 抜)の10%に相当 する額、上限1万5 千円。(千円未満切 り捨て) ・木質ペレットス ト 本体購入費及び設 置に係る費用(税 抜)の10%に相当 する額、上限1万5 千円。(千円未満切 り捨て) ※加算対象機器 (太陽光発電シス テム、定置用リチウ ムイオン蓄電シス テム、太陽熱利用温 水器) ・地面据置式 購入価格の2分の 1、上限3千円。(購 入価格は、ポイント を利用した分、送料 並びに消費税及び 地方消費税の額等 を除き100円未満を 切り捨て) ・電気式 購入価格の2分の 1、上限2万円。(購 入価格は、ポイント を利用した分、送料 並びに消費税及び 地方消費税の額等 を除き100円未満を	-	-	令和8年4月 1日～令和9 年3月31日	予算の範囲内	市民環境部 環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1694.html	
生ごみ処理器設置費	助成	安中市ごみ減量容器設置補助事業	市内の一般家庭の生ごみを処理するためにごみ減量容器を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することによりごみの減量化及び生活環境の美化保全を図ることを目的とする。	・減量容器の構造及び仕様が、市長が別に定める基準に適合していること。 ・既に減量容器を設置し、生ごみを自家処理していること。 ・減量容器の設置場所及び管理が適正であり、隣接住民等からの苦情のおそれがないこと。 ・市民であること。 ・市税の滞納がないこと。	購入価格の2分の 1、上限3千円。(購 入価格は、ポイント を利用した分、送料 並びに消費税及び 地方消費税の額等 を除き100円未満を 切り捨て) ・電気式 購入価格の2分の 1、上限2万円。(購 入価格は、ポイント を利用した分、送料 並びに消費税及び 地方消費税の額等 を除き100円未満を	-	-	令和8年4月 1日～令和9 年3月31日	予算の範囲内	市民環境部 環境政策課	027-382-1111 (内線1882)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1701.html	

リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	安中市高齢者住宅改造費補助事業	手摺り取付、床段差解消や便器の洋式化など、住宅をバリアフリー化するために必要な改造工事費の5/6を補助(限度額20万円、1世帯又は1家屋1度限り)	下記のどちらかに該当する方 ①介護保険法による要介護認定で、要介護2以上と認定された65歳以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯のもの ②介護保険法による要介護認定で、要支援又は要介護1と認定された65歳以上の1人暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみからなる世帯で、前年所得税非課税世帯のもの	当該工事費用の5/6(上限20万円)	-	-	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 高齢者支援課	027-382-1111 (内線1182)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1924.html	新築・増築は対象外
生垣設置費	助成	安中市生け垣推奨事業	快適な生活環境整備の維持促進を目的とし、生け垣の設置を奨励及び促進するため、補助金を交付する	市内の個人用住宅地の隣地又は道路の境に設置して一年以内のもので、竹等を支柱として設置し、高さ0.6m以上、延長10m以上のもの	事業費4万円以上で補助金1/4(上限5万円)			常時受付け	予算の範囲内	まちづくり部 都市整備課	027-382-1111 (内線1215)	https://www.city.annaka.lg.jp/jutaku/ikegaki.html	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	融資	安中市勤労者住宅建設資金融資	市内において住宅の敷地の取得及び住宅の建築又は取得をしようとするのに必要な資金	市内に1年以上居住又は市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者であつて、市内に自己の居住の用に供する住宅の敷地を取得し、及び住宅の建築又は取得をしようとするもの ※市税を滞納していない者	500万円以内	2.7%	20年以内	年間随時	予算の範囲内	みりよく創出部 商工課	027-382-1111 (内線2627)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1952.html	※新築の場合 土地 330㎡以下 家屋 132㎡以下 ※増改築の場合 土地 165㎡以下 家屋 33㎡以上99㎡以下
リフォーム資金 (住宅省エネ改修補助金)	助成	安中市住宅省エネ改修補助事業	・省エネルギー化、外皮の維持保全に資する省エネ改修工事で要綱に定めるもの ・市内の業者に発注して行う工事であること(別途要件有り) ・補助対象経費が5万円(税込)以上であること ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと ・令和9年2月26日までにリフォーム工事の完了報告ができるもの	【補助対象者】 ・市内の住宅に居住している18歳以上の人(完了報告提出までに居住予定の人を含む) ・上記住所で住民基本台帳に記録されている人 ・市税を滞納していない人 ・暴力団員等でない人 ・過去にこの補助金の交付を受けていない人 【補助対象住宅】 ・補助対象者が住居する住宅	補助対象経費×20%かつ限度額10万円 ※UMECAで受け取る場合は上限11万円分のポイント	-	-	事前申請: 令和8年5月11日 ～ 令和8年6月5日 本申請:抽選当選者を対象に、指定した期間	予算の範囲内 (申請多数の場合は抽選により決定)	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111	https://www.city.annaka.lg.jp/page/13501.html	
耐震診断費	助成	安中市木造住宅耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断資格者を無料で派遣し住宅の耐震化の促進を図る。 【個人負担費用】 ・診断者の交通費1,000円 ・図面がない場合の図面作成費	【対象者】 ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人 ・市税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 【対象住宅】 ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅) ・屋建て又は2階建てのもの ・在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅	耐震診断費は無料	-	-	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月4日 ※受付順に選考	10戸	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111	https://www.city.annaka.lg.jp/page/2222.html	
耐震改修費	助成	安中市木造住宅耐震改修補助事業	・上部構造評点を1.0以上に耐震補強工事 で令和9年2月26日(金)までに完了報告書を提出できるもの(未着工の工事に限る) ・耐震補強設計者及び工事監理者は要綱第4条各号に規定する所定の資格者等であること	【対象者】 ・対象住宅の所在地を本市の住民基本台帳に記録されている住所としている人 ・市税を滞納していない人 ・対象住宅を所有し、かつ居住している人 【対象住宅】 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅) ・平屋建てまたは2階建て ・在来軸組構法または伝統的構法で建築した住宅	費用の4/5以内かつ115万円以下	-	-	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月4日 ※受付順に選考	2戸	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111	https://www.city.annaka.lg.jp/page/2221.html	

危険ブロック塀等撤去費補助金	助成	安中市危険ブロック塀等撤去費補事業	・道路に沿って設置された危険ブロック塀等を撤去する工事 ・補助金の交付決定を受けた後に着手する工事 ・令和9年3月31日(水曜日)までに完了報告書類を提出できる工事 ・市内業者に発注して実施する工事(別途要件有り)	【対象者】 ・危険ブロック塀等の所有者または相続人 ・共有者または相続人が複数いる場合は、その全員から危険ブロック塀等の撤去について同意を得ている人 ・市税等を滞納していない人 ・暴力団員等でない人 【対象ブロック塀】 ・市内に設置されているもの ・申請の時点で現に存在しているもの(交付申請の時点で着工または完了している工事は対象外) ・個人が所有するもの ・補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱(下部に設置された基礎を含む) ・道路に沿って設置されたもの ・道路からの高さが0.8m以上のもの ・道路と敷地の境界から当該ブロック塀の高さの範囲内にあるもの ・ブロック塀の点検のチェックポイントの点検の項目において不適合があり危険な状態のもの	補助対象工事費に1/2かつ5万円 ※撤去する長さの合計が5m未満の場合は、撤去長さ1m当たり1万円を乗じた額	—	—	令和8年4月1日 ～ 令和8年度中(要問い合わせ)	20件	まちづくり部 建築住宅課	027-382-1111	https://www.city.annaka.lg.jp/page/2223.html	
住宅の取得に関する助成制度	助成	安中市マイホーム取得支援金	安中市内に初めて住宅を購入し、定住した者に対し奨励金を交付するもの(※令和3年1月1日以降に住居を取得した者が対象)	安中市内に初めて住宅を購入し、定住を開始した者に対し支援金を支給するもの ・申請期限:取得した住宅に定住を開始してから1年以内 ・要件を満たした場合に各種加算あり	基本額10万円 (住宅取得費の3%、上限10万円) 加算額 ①転入:5万円 ②子ども:一人あたり5万円 ③空き家バンク:3万円 ④新幹線通勤:20万円 ⑤居住誘導区域:10万円	—	—	通年	予算の範囲内	企画政策部 地域づくり課	027-382-1111 (内線1036)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1213.html	※【フラット35】地域連携型との連携事業
移住に関する助成制度	助成	安中市移住支援金制度	東京圏から安中市に移住した東京23区の在住者・通勤者のうち、一定の要件を満たす方へ支援金を交付するもの	移住前要件(東京圏から安中市に移住した東京23区の在住者・通勤者であること等)および移住先要件(就業・起業・テレワーク・関係人口等)を満たす方へ支援金を交付するもの	単身…60万円 世帯…100万円 加算額 18歳未満世帯員一人あたり100万円(上限3人)	—	—	通年	予算の範囲内	企画政策部 地域づくり課	027-382-1111 (内線1036)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/19276.html	
住居費・引越し費用	助成	安中市結婚新生活支援補助金	婚姻に伴い支払った以下の経費 ・住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・住宅取得費用(新築費用、購入費用) ・住宅リフォーム費用 ・引越し費用	①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を受理された世帯 ②夫婦の両方が婚姻の時点で39歳以下であること ③夫婦の所得の合計が500万円未満であること。 ※貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を控除する ④申請時点で夫婦の一方が本市に居住していること ⑤他の公的制度による支援を受けていないこと ⑥本市の税等を滞納していないこと ⑦夫婦ともに市の指定する支援プログラムを受講していること 他	夫婦ともに29歳以下の世帯…上限60万円 上記以外の世帯…上限30万円	—	—	通年	—	企画政策部 地域づくり課	027-382-1111 (内線1027)	https://www.city.annaka.lg.jp/page/1535.html	
その他 (住宅改修費)	助成	安中市重度障害児等日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補助用具)	障害児者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。補助上限20万円とし、市民税非課税世帯の場合:自己負担1割、課税世帯の場合:2～3割・全額自己負担になる。(原則1世帯1回のみ)	下肢又は体幹機能障害3級以上の者、介護保険が適用されていない者	補助上限20万円 市民税非課税世帯の場合:自己負担1割 課税世帯の場合:2～3割・全額自己負担(原則1世帯1回のみ)	—	—	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 福祉課	027-382-1111 (内線1159)	なし	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費補助制度等)	助成	安中市重度身体障害者(児)住宅改造費補助事業	玄関・台所・浴室・便所などの改造費用の5/6を補助(上限50万円)。なお、新築・増築は対象外。原則1世帯1回のみ。	下肢又は体幹機能障害1・2級、下肢及び体幹機能の複合で1・2級、上肢機能障害1・2級ただし両上肢が4級以上の者、視覚障害1級、前記身体障害者手帳を持っている方が当該年度分市民税所得割額16万円未満の世帯	改造費用の5/6(上限50万円)	—	—	工事着手前	予算の範囲内	保健福祉部 福祉課	027-382-1111 (内線1159)	規則 https://www.city.annaka.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r354RG00000351.html	新築・増築は対象外